

## リバーサイドユースリーグ大会要項

### 1. 名称

リバーサイドユースリーグ（以下、本リーグと呼ぶ）

### 2. 期間

4月～10月

### 3. 会場

都内各地（原則として参加チームが確保）

### 4. 参加資格

#### 1) 団体

東京都に本拠地を置き、（公財）日本サッカー協会第2種に加盟または準加盟しているクラブ、高校サッカー部、その他。

#### 2) チーム

参加チームは「5. リーグ戦参加チームの条件」を満たすチームを編成し、リーグ戦に参加することができる。

リーグ期間中は、登録内容の変更は認めない。

#### 3) 参加プレーヤー

（公財）日本サッカー協会に選手登録をしている者（以下、選手と呼ぶ）。

① 選手は、リーグに登録されたチームからのみ出場できる

② 異なる参加団体間の移籍は、（公財）日本サッカー協会サッカー選手の登録と移籍等に関する規則「第2章移籍」を適用する

③ 同一参加団体内の移籍は、別途定める。

#### 4) 傷害保険

本リーグに出場する選手は、必ず、傷害保険に加入しなければならない。

### 5. リーグ戦参加の条件

#### 1) 選手

① リーグ登録選手は上限を設けない。ただし、二重登録はできない。

② 未登録選手・オーバーエイジ選手は出場することができない。

③ 特別枠選手は認めない。

④ （公財）日本サッカー協会よりクラブ申請を承認されたチームは、3種登録している所属選手を実行委員長に（公財）日本サッカー協会からの承認回答書の写しを提出することによって出場できる。

⑤ 追加登録選手の出場は、（公財）日本サッカー協会の選手登録手続きが完了し、かつ、リーグ所定の追加完了手続きが完了することにより認められる。また、選手の追加登録の時期は、高等学校は高等学校体育連盟、クラブはクラブユース連盟に準じる。

⑥ 高等学校における1年生は、入学式以降に出場することができる。

#### 2) 指導者

① 高等学校については教諭または学校が認めた20歳以上の成人、クラブについては責任能力のある20歳以上の成人が引率しなければならない。

- ② (公財)日本サッカー協会認定指導者ライセンス取得者または教員免許取得者
- ③ 上記①・②においても参加団体の代表者が認めない場合は、指導・引率できない。

### 3) 審判

- ① 定められた試合に主審1名、副審2名の審判員を派遣できる。
- ② 主審は(公財)日本サッカー協会4級審判員資格取得者が望ましいが、未取得者の中で審判を志す者でも可とする。副審は未取得者の中で審判を志す者でも可とする。
- ③ 主審は、レフリースタジアムを着用し、カードを携帯すること。

### 4) 会場

定められた試合(ホームゲームまたは最低1試合)を主催できる。

### 5) 代表者会議

代表者会議に20歳以上の成人の役員を派遣し、運営を担うことができる

### 6) 加盟費

定められた加盟費を支払う。  
加盟費1チーム5,000円とする。

### 7) 登録費

定められた登録費を支払う。  
個人登録費一人1,000円とする。

## 6. リーグ構成

### 1) チーム数および条件

- ① チーム数は以下の通りとする。
  - 1部リーグ - 14チーム
  - 2部リーグ - 参加チームの状況に応じて決定する
- ② 1部および2部リーグともに同一団体からの複数チームの参加を認める。ただし2部リーグでは、同一団体のチームが同一ブロックに属さないように十分に配慮する。

### 2) 昇格・降格

- ① 各部の昇降格については、別に定める「昇降格の方法について」を適用する。

### 3) 新規参加団体が保有するチームは2部リーグから参加する。

## 7. 競技方法

### 1) 大会形式

- ① 1部リーグ  
1回戦総当たりで行い、リーグ期間終了後、「6. リーグ編成 2) 昇格・降格」で定める方法により昇降格チームを決定する。
- ② 2部リーグ  
1回戦総当たりで行い、リーグ終了後、各グループ同順位のチームによる順位決定戦を行い、「6. リーグ編成 2) 昇格・降格」で定める方法により昇降格チームを決定する。

### 2) 順位

- ① 勝ち点は勝点3、引き分けは勝点1、負けは勝点0として、勝点の多いチームを上位とする。
- ② 勝点数が同数の場合、総得点から総失点を減じた数(以下、得失点差と呼ぶ)の多いチームを上位とする。
- ③ 勝点、得失点差が同数の場合、総得点の多いチームを上位とする。
- ④ 勝点、得失点差、総得点数が同数の場合、当該チーム同士の対戦における勝ち点の多いチームを上位とする

- ⑤ ①～④でも決しない場合は、抽選とする。ただし、2部リーグ順位決定戦はPK方式の結果とする。

※ ただし、未消化試合がある場合は、この限りではない

### 3) 試合方式

- ① リーグ戦の試合時間は、1部リーグは90分（45分ハーフ）、2部リーグは80分（40分ハーフ）とする。延長・PK方式は行わない。
- ② 2部リーグの順位決定戦の試合時間は80分とする。80分で決しない場合はPK方式を行う。
- ③ 1部リーグ・2部リーグ入替戦（以下、入替戦と呼ぶ）の試合時間は90分とする。90分で決しない場合は20分の延長戦を行い、尚、決しない場合はPK方式により勝敗を決する。
- ④ 競技規則は、当該年度（公財）日本サッカー協会競技規則による。
- ⑤ 各試合の交代等については、以下の通りとする。  
1部リーグ — 1試合の交代人数を最大5名とする。また、同一選手の再出場は認めない。  
2部リーグ — 1試合の交代人数を最大9名とする。また、同一選手の再出場は認めない。  
入替戦 — 1試合の交代人数を最大5名とする。また、同一選手の再出場は認めない。
- ⑥ ユニフォームの番号の上限は設けない。ただし、大きさについては高体連規約に準ずる。

### 4) 退場・退席による出場停止処分

- ① 主審により退場・退席を命じられた選手および役員は、自動的に次の1試合の出場を停止する。その後の処置は、（公財）日本サッカー協会懲罰規程に準拠して、規律委員会（大会実行委員会が兼ねる）で処分を審議する。
- ② 退場・退席による出場停止の消化は、本リーグの試合にのみ適用される。
- ③ その他については、（公財）日本サッカー協会「懲罰基準の運用に関する細則」による。

### 5) 警告による出場停止処分

- ① 警告が2回となった選手は、自動的に次の1試合の出場を停止する。
- ② 警告の累積による出場停止の消化は、本リーグの試合にのみ適用される。
- ③ 警告の累積とそれによる出場停止処分は、リーグ期間終了をもって効力を失う。

### 6) 不可抗力による開催不能または中止

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、当該試合の取り扱いについては以下とする。

- ① 前半終了前までに、開催不能または中止の場合は、後日、1部リーグ及び入替戦は90分、2部リーグは80分間の再試合を実施する。
- ② 前半終了した後、開催不能または中止の場合、後日、1部リーグ及び入替戦は45分、2部リーグは40分間の再試合を実施する。その際には前半の警告、退場、得点のみを有効とする。退場・累積警告による出場停止処分は、次節の試合で消化される。
- ③ 前半終了後に中止となった試合において出場停止であった選手は、次節の試合に出場できるが、1部リーグ及び入替戦は45分、2部リーグは40分間の再試合には出場することができない。
- ④ 開催不能または中止となった場合、実行委員長及びリーグ責任者に速やかに報告をする。
- ⑤ 再試合の日程が決定した際は、実行委員長及びリーグ責任者に加え、リーグ記録広報担当へ報告をする。

### 7) 報告

試合の結果は、記録担当チームが試合翌日までにメーリングリストにて報告をする。

### 8) 表彰

1部リーグ・2部リーグの1位のチームは、賞状・記念品授与をもって表彰する。

1部リーグ・2部リーグの得点王は、記念品授与をもって表彰する。

## 9) 罰則

- ① 参加チームが本リーグの試合を棄権した場合は、全成績を抹消し、当年度の本リーグへは不参加扱いとする。
- ② 参加チームが大会要項に違反した場合は、規律委員会の裁定に基づき処分される。
- ③ 年間予定表に定める期日までに結果報告がなかった場合、当該試合の記録を抹消する。
- ④ 試合が成立しなかった場合、規律委員会において事情聴取の上、罰則を科すものとする。
- ⑤ メンバー表を定められた期日までに未提出の場合は、直近の 1 試合目を没収試合とする。その後 2 試合目の 2 日前までに未提出の場合は、棄権とみなし、全成績を抹消する。
- ⑥ 没収試合となった場合は、対戦チームの 3-0 とし、勝点 3 を対戦チームに与える。
- ⑦ 代表者会議を欠席した場合は、当該年度のリーグから勝点 3 を没収する。本リーグへ複数チーム参加している場合は、本リーグ内の最上位チームが罰則を受ける。  
尚、年度初めの代表者会議に欠席した場合は、参加意思がないものとして参加を認めない。

## 8. 会場費

### 1) 会場費

本リーグの試合に供した会場に対して 1 試合 2,000 円を会場費として支払う。

### 2) 審判費

本リーグの試合を担当した主審・副審に対して 1 試合当たり主審 1,500 円、副審一人につき 500 円を審判費として支払う。

## 9. 附則

### 1) 施行

本要項は 2004 年 4 月 1 日より施行する。

### 2) 改正

2004 年 09 月 01 日

2005 年 04 月 01 日

2005 年 07 月 18 日

2006 年 02 月 18 日

2007 年 02 月 24 日

2007 年 07 月 16 日

2008 年 02 月 24 日

2010 年 02 月 20 日

2010 年 07 月 17 日

2011 年 02 月 26 日

2012 年 02 月 25 日

2012 年 07 月 16 日

2013 年 03 月 07 日

2014 年 03 月 04 日

2015 年 03 月 03 日

2016 年 03 月 06 日

2017 年 03 月 05 日

2018 年 03 月 04 日